

十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。

(法人課税信託の受託者等に対するこの章の適用)

第七条 人格のない社団等は、法人とみなして、この章の規定を適用する。

2 所得税法第二条第一項第八号の三に規定する法人課税信託(以下この項において「法人課税信託」という。)の受託者は、各法人課税信託の同法第六条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この章(次条、第十一条及び第六節を除く。)の規定を適用する。

3 所得税法第五条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を納める義務がある居住者、非居住者、内國法人又は外国法人は、基準所得額につき、この法律により、復興特別所得税を納める義務がある。

2 所得税法第六条の規定その他の所得税に関する法令の規定により所得税を徴収して納付する義務がある者は、その徴収して納付する所得税の額につき、この法律により、源泉徵収をする義務がある。

(課税の対象)

第九条 居住者又は非居住者に対して課される平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

2 内國法人又は外国法人に対して課される平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得額には、この法律により、復興特別所得税を課する。

(基準所得税額)

第十条 この章において「基準所得税額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める所得税の額(附帯税の額を除く。)をいう。

1 非永住者以外の居住者 所得税法第七条第一項第一号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定を除く。次号において同じ。)により計算した所

得税の額

2 (納稅地)

第十二条 復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得 税

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五

第一項に規定する差益金額

イ 所得

2 (納稅地)

第十三条 個人に係る復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得額に百分の一の税率を乗じて計算した金額とする。

イ 所得税法第七条第一項第四号に定める所得 税

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

五

第一項に規定する差益金額

イ 所得

2 (納稅地)

第十四条 復興特別所得税申告書を提出する居住者が令和二年から令和十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十三条第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額がその年分の所得税として政令で定める金額を超えるときは、政令で定める金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が令和二年から令和十九年までの各年において第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百六十五条の五の三第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する分配時調整外国税相当額が次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を超えるときは、前二条の規定による計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

2 復興特別所得税申告書を提出する非居住者が平成二十九年から令和十九年までの各年において所得税法第一百六十五条の六第一項の規定の適用を受ける場合において、その年の同項に規定する控除対象外国所得の額が同項に規定する控除限度額を超えるときは、前二条の規定による計算したその年分の復興特別所得税の額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

二 非永住者 所得税法第七条第一項第二号に定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定により計算した所得の額

3 定める所得につき、同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定(同法第一百六十条の五の三及び第一百六十五条の六の規定並びに租税特別措置法第九十三条の二第五項の規定により読み替えて適用される所得税法第一百七十条の規定を除く。)により計算した所得の額

2 (納稅地)

第十五条 個人に係る復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得額に百分の一の税率を乗じて計算した所得の額(附帯税の額を除く。)をいう。

イ 所得

ロ 租税特別措置法第三条の三第二項に規定する国外公社債等の利子等、同法第六条第一項に規定する民間国外債の利子、同法第八条の三第二項に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第一項に規定する国外株式の配当等 同法第四十一条の九第二項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等、同法第四十一条の十二第二項に規定する償還差益及び同法第四十一条の十二の二第一項に規定する差益金額

控除限度額を超えるときは、同項に規定する恒久的施設帰属所得に係る所得の金額につき同法その他の所得税の税額の計算に関する法令の規定（同法第六百六十五条の五の三及び第六百六十五条の六の規定を除く。）により計算した所得税の額のみを基準所得税額として前二条の規定を適用して計算した場合の復興特別所得税の額に相当する金額のうち、その年において生じた同項に規定する国外所得金額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額をその年分の復興特別所得税の額から控除する。

前二項の規定は、復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書に控除対象外国所得税等の額（所得税法第九十五条第一項に規定する控除対象外国所得税の額又は同法第六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額をいう。以下この項において同じ。）前二項の規定による控除を受けるべき金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国所得税等の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国所得税等の額として記載された金額を限度とする。（復興特別所得税申告書の提出がない場合の税額の特例）

第十六条 平成二十五年から令和十九年までの各年分の所得税法第百四条第一項に規定する控除した金額及び当該控除した金額に百分の二、一乗じて計算した金額の合計額が十五万円以上である個人は、同項又は同法第百七条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税に係る復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

六条において準用する場合を含む。)の規定は、

第十七条 所得税法第二百二十条第一項、第二百二十二条第一項（同法第二百二十五条第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第一項、第二百二十六条第一項又は第二百一十七条第一項（これららの規定を同法第二百六十六条において適用する場合を含む。）の規定により確定申告書を提出すべき者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該確定申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 その年分の確定申告書に係る基準所得額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した

二 前号に掲げる基準所得額につき第十三条から第十四条までの規定を適用して計算した

三 その年分の所得税法第二百二十条第一項第四号に規定する源泉徴収税額に併せて源泉徴収額をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該復興特別所得税の額のうちに、出國申告書（同法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による確定申告書に併せて提出する復興特別所得税申告書をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を提出したことにより、又は出國申告書に係る復興特別所得

3
4 第一項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合においては、その納付額を同項の規定により併せて納付すべき復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の納付があつたものとする。

前項の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方針その他の前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

前項の規定により納付すべき復興特別所得税について準用する。この場合において、同法第百四条第一項中「控除した金額」とあるのは「控除した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、「所得税を」とあるのは「所得税及び復興特別所得税を」と、同法第七条第一項中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第一百四十四条第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額及び当該金額に百分の二・一を乗じて計算した金額の合計額」と、同法第一百四十四条第一項から第三項までの規定及び第百十五条中「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と読み替えるものとする。

3 その年分の復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書、修正申告書又は更正請求書は、当該復興特別所得税と年分が同一である所得税に係る確定申告書、修正申告書又は更正請求書に併せて提出しなければならない。

4 第一項第四号及び第二項第二号に規定する予納特別税額とは、次に掲げる税額の合計額（当該税額のうちに、出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）をいう。

一 前条第一項の規定により納付すべき復興特別所得税の額

二 その年において出国申告書を提出したことにより、又は出国申告書に係る復興特別所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより、次条又は国税通則法第三十五条第二項の規定により納付した、又は納付すべき復興特別所得税の額

所得税法第百七十二条第一項の規定による申告書（以下この項において「非居住者給与等申

二 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

三 前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財産省令で定める事項

二 確定申告書（前項に規定する確定申告書を除く。）を提出する者は、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

一 前項第三号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつた源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかつた金額

税につき更正を受けたことにより還付され
金額その他の政令で定める金額がある場合に
は、当該金額を控除した金額。(以下この号及
び次号並びに次項第一号において「源泉徴収
特別税額」という。)がある場合には、前号
に掲げる復興特別所得税の額からその源泉徴
収特別税額を控除した金額

四 その年分の予納特別税額がある場合には、
第二号に掲げる復興特別所得税の額(源泉徴
収特別税額がある場合には、前号に掲げる金
額)から当該予納特別税額を控除した金額

五 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財
務省令で定める事項

二 所得税法第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第七十二条の規定を適用して計算した額につき第十三条の規定を適用して計算した額に加算する）

三 所得税法第二項第一号に掲げる復興特別所得税の額から口座に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額の基礎その他の財務省令で定める事項

四 第一号及び前号イに掲げる金額の計算の基礎その他の財務省令で定める事項

五 第一号に掲げる復興特別所得税の額を含む。）

六 第二項第一号に掲げる復興特別所得税の額を控除した申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、税務署長に提出しなければならない。

七 所得税法第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額に併せて源泉徴収をされた、又はされるべき復興特別所得税の額（当該所得税の額のうちに同法第七十二条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

四 その者が所得税法第百七十二条に規定する場合に退職手当等について同条の選択をする場合は、次に掲げる事項

イ 所得税法第百七十二条第二項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

四 三 一 第一号に掲げる復興特別所得税の額から前号に掲げる復興特別所得税の額を控除した金額

告書」という。)を提出すべき者は、その年分の非居住者給与等申告書に係る次に掲げる事項を記載した申告書を、当該非居住者給与等申告書の提出期限までに、税務署長に提出しなければならない。

一 所得税法第百七十二条第一項第一号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

二 所得税法第百七十二条第一項第二号に掲げる所得税の額及び当該所得税の額につき第十三条の規定を適用して計算した復興特別所得税の額

税の額

る所得税法第百三十三条第一項の申請書を提出する場合には、当該復興特別所得税の額からその申請書に記載した次項の規定による延納を求めようとする復興特別所得税の額を控除した額)の二分の一に相当する金額以上の復興特別所得税を第一項の規定による納付の期限までに国に納付したときは、その者は、その残額についてその納付した年の五月三十一日までの期間、その納付を延期することができる。

5 税務署長は、所得税法第百三十二条第一項(同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税の延納の許可をする場合には、当該延納に係る所得税の額に百分の二・一を乗じて計算した金額に相当する復興特別所得税の延納を併せて許可するものとする。

6 所得税法第百三十三条第二項及び第三項、第百三十二条第二項並びに第百三十三条から第百三十七条まで(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定は、前二項の規定による復興特別所得税の納付の延期又は延納の許可について準用する。この場合において、同法第百三十二条第二項中「所得税の額」とあるのは、「所得税及び復興特別所得税の額の合計額」と、「所得税に」とあるのは「所得税及び復興特別所得税に」と読み替えるものとする。

7 所得税法第百三十七条の二第一項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、同項に規定する国外転出の時までに国税通則法第百一十七条第二項の規定による納稅管理人の届出をし、かつ、政令で定めるところにより当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかるらず、当該国外転出の日から満了基準日(当該国外転出の日から五年を経過する日又は所得税法第百三十七条の二第一項に規定する帰国等の場合に該当することとなつた日のいずれか早い日をいう。)の翌日以後四月を経過する日まで、その納税猶予する。この場合においては、所得税法第百三十七条の二(第一項及び第二項を除く。)の規定を準用する。

8 前項に規定する納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七条の二第二項の規定の適用がある場合における前項の規

9 定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

所得税法第百三十七條の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めるところにより当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに当該復興特別所得税の額に相当する担保を供した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する贈与の日から贈与満了基準日（当該贈与の日から五年を経過する日又は同項に規定する受贈者帰国等の場合に該当することとなつた日のいづれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合においては、同条（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

10 所得税法第百三十七條の三第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税については、政令で定めるところにより当該復興特別所得税の額に相当する担保を供し、かつ、当該復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限までに同項に定めるところにより国税通則法第百七十七条第二項の規定による納税管理人の届出をした場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その相続の開始の日から相続等満了基準日（当該相続の開始の日から五年を経過する日又は所得税法第二百三十七条の三第二項に規定する相続人帰国情等の場合に該当することとなつた日のいづれか早い日をいう。）の翌日以後四月を経過する日まで、その納税を猶予する。この場合は、所得税法第百三十七條の三（第一項から第三項までを除く。）の規定を準用する。

11 前二項に規定する贈与納税猶予分の所得税額又は相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税につき所得税法第百三十七條の三第三項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「五年」とあるのは、「十年」とする。

12 前条第五項の規定による申告書を提出した者は、当該申告書に記載した同項第三号に掲げる金額（同項第四号ハに掲げる金額がある場合は、同項第三号に掲げる金額と同項第四号ハに掲げる金額との合計額）に相当する復興特別所得税を当該申告書の提出期限までに、国に納付しなければならない。

13 前項の規定により復興特別所得税を納付する場合（国税通則法第三十五条第二項の規定によ

り復興特別所得税を納付する場合を含む。)において、所得税法第百七十二条第三項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるとき(国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき年分が同一である所得税があるときを含む。)は、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて納付しなければならない。

第三項の規定は、前項の規定による復興特別所得税及び所得税の納付があつた場合について準用する。

第三項(前項において準用する場合を含む。)の規定により納付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(申告による源泉徴収特別税額等の還付等)

第十九条 復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第一号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する復興特別所得税を還付する。

前項の場合において、同項の復興特別所得税申告書に記載された第十七条第一項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定による還付金の額のうちその納付されていない部分の金額に相当する金額については、その納付があるまでは、還付しない。

復興特別所得税申告書の提出があつた場合において、当該復興特別所得税申告書に第十七条第二項第二号に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該復興特別所得税申告書を提出した者に対し、当該金額に相当する同号に規定する予納特別税額(次項において「予納特別税額」という。)を還付する。

税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の復興特別所得税申告書に係る年分の予納特別税額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

前各項(第二項を除く。)の規定により還付する復興特別所得税は、所得税法第百三十八条又は第百三十九条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定

同法第百五十三条の三第一項に規定する贈与、相続又は遺贈による移転をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は決定に係る基準所得税額の計算の基礎となる同項に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額につき同法第六十条の三第六項前段（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）、第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）又は第十一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得税につき前項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

所得税法第二百五十三条の四（同法第二百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、同法第二百五十三条の四第一項に規定する有価証券等の譲渡又は同条第一項に規定する未決済信託用取引等若しくは未決済デリバティブ取引の決済をした日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額につき同項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの方に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

所得税法第二百五十三条の五（同法第二百六十七条において準用する場合を含む。）の規定は、相続の開始の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出し、又は決定を受けた者について生じた同法第二百五十五条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転した相続又は遺贈に係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基因して、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

所得税法第二百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第二項第二号に掲げる復興特

別所得稅の額の計算において第十四条第一項の規定により控除される金額につき同法第九十五条の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により同法第九十五条第一項の規定の適用があることにより、当該年分の復興特別所得稅につき第三項第一号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

（更正及び決定）

第二十二条 復興特別所得稅及び所得稅に係る更正又は決定は、年分が同一であるこれらの稅に係る更正又は決定に併せて行わなければならぬ。

所得稅法第一百五十五条第二項（同法第一百六十八条第二項に付する場合を除く。）見れば、

納特別税額について、納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される予納特別税額に対応するものとして政令で定めることにより計算した金額を併せて還付する。

前各項（第二項を除く。）の規定により復興特別所得税を還付する場合において、所得税法第一百五十九条又は第一百六十条（これらの規定を同法第一百六十八条において準用する場合を含む。）の規定により還付する年分が同一である所得税があるときは、当該復興特別所得税は、当該所得税に併せて還付するものとする。

前項の規定による復興特別所得税及び所得税の還付があつた場合においては、その還付額を同額の見合に二分して算出する。

十六条第一項に規定する還付金等をいう。次条第一項及び第三十一条第三項において同じ。)の額の端数計算については、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行う。

この節の規定により納付すべき復興特別所得税及び所得税に係る附帯税並びにこれらの附帯税の免除に係る金額(以下この条及び第三十二条第三項において「附帯税等」という。)の計算については、その計算の基礎となるべきその年分の復興特別所得税及び所得税の合計額について行い、算出された附帯税等をその計算の基礎となつた復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る附帯税等の額とする。

所得税法第百五十五条第二項（同法第百六十八條において準用する場合を含む。）の規定は、同項の規定により更正通知書（同項に規定する更正通知書をいう。）にその理由を付記して行う所得税の更正と併せて行う復興特別所得税の更正について準用する。

（更正等による源泉徴収特別税額等の還付等）

第二十三条 個人の各年分の復興特別所得税につ

7
の還付があつた場合においては、その還付額を同項の規定により併せて還付する復興特別所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の還付があつたものとする。

所得税法第百五十九条第三項及び第四項並びに第百六十条第三項から第五項まで（これらの規定を同法第百六十八条规定する場合

は損失した額に相当する金額を復興特別所得税等に充てしめた額の額とする。
又は所得税に係る附帯税等の額とする。

及し包括受遺者を含むもの)の当該復興特別引受け税申告書又は決定による基準所得税額の計算の基礎となる同条第一項各号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額若しくは雑所得の金額又は同条第二項各号に規定する事業所得の金額若しくは雑所得の金額につきこれらの号に掲げる場合に該当することとなつたことにより、当該年分の復興特別所得税につき第三項各号に掲げる場合に該当することとなるときについて準用する。

(更正等による源泉徴収特別税額等の還付等)
第二十三条 個人の各年分の復興特別所得税につき更正（当該復興特別所得税についての処分等）（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をい）。に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この項及び第三項において「更正等」という。)があつた場合において、その更正等により第十七条第二項第一号に掲げるる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加した部分の金額に相当する復興特別所得税を還付する。

前項の場合において、同項の規定による還付等

に第六百六十九条第三項から第五項まで(これらは規定を同法第六百六十八条において準用する場合を含む)の規定は、第一項から第五項までの規定により還付する復興特別所得税について準用する。

第六項の規定により還付があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(課税標準の端数計算等)

第二十四条 この節の規定により課する復興特別所得税(附帯税を除く。次項及び第三項において同じ。)の累税率(端数計算につれては、

6 稅に係る過誤納金の合計額によって行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた復興特別所得税及び所得税に係る還付金の額又は復興特別所得税及び所得税に係る過誤納金の額とにそれぞれ按分した額に相当する金額を復興特別所得税又は所得税に係る還付加算金の額とす
る。

7 前二項の規定により復興特別所得税及び所得税に係る附帯税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、復興特別所得税及び所得税を一の税とみなしてこれを行ふ。

第八項又は第五項の規定により按分された額に一円未満の端数がある場合のその処理の方法

申告書を提出し、又は決定を受けた者について
相続の開始日の属する年分の復興特別所得所得税
条において準用する場合を含む。)の規定は、

前項の場合において同一の規定に、(注)金の額の計算の基礎となつた第十七条第三項第一号に規定する源泉徴収特別税額のうちにまだ納付されていないものがあるときは、前項の規定によつて課税される。

この通じの語和解の申立て書類に記入し、
國税通則法第一百八十二条の規定にかかるらず、そ
の課税標準に一円未満の端数があるとき、又は
その全額が一円未満であるときは、その端数金

その他の前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

生じた同法第百五十五条の五第一項に規定する遺産分割等の事由により、非居住者に移転する相続又は贈与係る同項に規定する対象資産が減少し、又は増加したことに基づいて、当該年分の復興特別所得算出につき第三項各号に掲げる

3 定による還付金の額のうちその納付されていな
い部分の金額に相当する金額については、その
納付があるまでの復興特別所得税につき更正等
個人の各年分の復興特別所得税につき更正等
がかかる場合において、その更正等により第十九
条による

額又はその全額を切り捨てる。
この節の規定により納付すべき復興特別所得
税の確定金額の端数計算並びに該復興特別所得
税の基準所得税額である所得税（附帯税を除
く。次項に於ける所）との確定金額の端数十
ヶの額又はその全額を切り捨てる。

2 興特別所得税及び所得税に充当するときは、(一) 前項の規定による充当があつた場合においては、その充当に係る金額を納付すべき復興特別

の従属特別用語として第二回名における場合に該当することとなるときについて準用する。

がおこる場合において、その更正等しい。いわゆる七条第二項第二号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その個人に対し、その増加し

次項における同一の研究会員の如きは、算について、国税通則法第百十九条の規定にかかわらず、これらの確定金額の合計額によつ

所得税の額及び所得税の額に按分した額に相当する復興特別所得税及び所得税の充当があつたものとする。

所得税法第五百五十三条の六の規定は、同条に規定する国外転出の日の属する年分の復興特別所得税申告書を提出した者（その相続人及び包括受遺者を含む。）の当該復興特別所得税申告書に係る第十七条第一項第二号に掲げる復興特

た部分の金額に相当する同号に規定する予納特別税額（次項において「予納特別税額」という。）を還付する。

て行い、当該合計額に百円未満の端数があるときは、又はその全額が百円未満であるときは、そ
の端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前項の規定により充当があつたものとされた額に一円未満の端数がある場合のその処理の方 法その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 法人の納税義務

(法人に係る復興特別所得税の課税標準)

第二十六条 法人に對して課する復興特別所得税の課税標準は、その法人の基準所得税額とする。

(法人に係る復興特別所得税の税率)

第二十七条 法人に對して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に百分の二・一の税率を乗じて計算した金額とする。

第四節 源泉徵収

(源泉徵収義務等)

第二十八条 所得税法第四編第一章から第六章まで並びに租税特別措置法第三条の三第三項、第六条第二項(同条第十三項において準用する場合を含む)、第八条の三第三項、第九条の二第二項、第九条の三の二第一項、第三十七条の十の四第一項、第三十七条の十四の二第八項、第四十一条の九第三項、第四十一条の十二第三項、第四十一条の十二の二第二項から第四項まで及び第四十一条の二十二第一項の規定により所得税を徴収して納付すべき者は、その徴収(平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十日までの間に行うべきものに限る)の際、復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない。

い。

2 がある場合には、これらの規定を適用した後の税額及び当該税額に百分の二・一を乗じて計算した復興特別所得税の額の合計額(当該合計額に百円未満の端数があるときは、又は当該合計額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)

所得税法第二百九十九条から第二百九十三条までの規定は、前項の規定による充當又は納付が行われる場合について準用する。この場合において、同法第二百九十二条中「前条の場合」とあるのは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百七十七号)。次条において「特別措置法」という。」第三十条第一項(年末調整)の場合と、「同条」とあるのは「同項」と、「所得税」とあるのは「所得税及び復興特別所得税」と、同法第二百九十二条第二項中「第二百九十条」とあるのは「特別措置法第三十条第一項」、同法第二百九十三条第一項に「同条」とあるのは「同項」と、「同条の居住者」とあるのは「第二百九十条(年末調整)に規定する」と、同条第二項中「第二百九十条」とあるのは「及び第二百九十九条第一項」と、同項第一号中「及び第二百九十九条第一項」と、「同条の居住者」とあるのは「第二百九十九条に規定する居住者」と、「第二百九十九条第一項に」と、「同条の居住者」とあるのは「第二百九十九条第一項」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額の合計額」と、同項第二号中「の規定」とあるのは「並びに特別措置法第二十八条第一項の規定」と、「の額」とあるのは「及び復興特別所得税の額」と読み替えるものとする。

3 第二十八条第九項及び第十一項の規定は、第一項又は前項の規定により読み替えて準用する所得税法第二百九十二条若しくは第二百九十二条の規定による所得税及び復興特別所得税の充當若しくは納付又は還付若しくは徵収があつた場合について準用する。

(源泉徴収に係る復興特別所得税の課税標準の端数計算等)

第三十一条 源泉徴収に係る復興特別所得税(附帯税を除く。次項において同じ。)の課税標準の端数計算については、国税通則法第二百八十九条の規定は、適用しない。

源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税の端数計算(源泉徴収に係る復興特別所得税の確定金額の端数計算及び当該復興特別所得税の基準所得税の端数計算)についても、同様に適用する。

欄	所	得	税	法	第一
第五条第一項第二号	第四十	所得	税	の規定	第二欄第三欄
(これららの規定を東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十八条第六項及び第七項(申告による納付等)(同条第八項の規定により適用する場合を含む。)並びに第九項及び第十項(これらの規定を同条第十	(これららの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第十八条第六項及び第七項(申告による納付等)(同条第八項の規定により適用する場合を含む。)並びに第九項及び第十項(これらの規定を同条第十	所得税及び復興特別所得税	(第四欄	第四欄

第三十二条 国税通則法第七十四条の二第一項
(第一号に係る部分に限る。) 及び第七十四条の八から第七十四条の十一までの規定は、復興特別所得税に関する調査を行う場合について準用する。

2 国税通則法第七十四条の十三の規定は、前項において準用する同法第七十四条の二第一項の規定による復興特別所得税に関する質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合について準用する。

(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項	第二十項
第一項 第一条の五 第四十条 に 所 得 税	第二項 同 条 第 一 項	第三項 同 条 第 一 項	第四項 第一 号	第五項 第一 号	第六項 第一 号	第七項 第一 号	第八項 第一 号	第九項 第一 号	第十項 第一 号	第十一項 第一 号	第十二項 第一 号	第十三項 第一 号	第十四項 第一 号	第十五項 第一 号	第十六項 第一 号	第十七項 第一 号	第十八項 第一 号	第十九項 第一 号	第二十項 第一 号
復興特別所得稅に係る	復興特別所得稅法第一項	所得稅法第二項	所得稅法第三項	所得稅法第四項	所得稅法第五項	所得稅法第六項	所得稅法第七項	所得稅法第八項	所得稅法第九項	所得稅法第十項	所得稅法第十一項	所得稅法第十二項	所得稅法第十三項	所得稅法第十四項	所得稅法第十五項	所得稅法第十六項	所得稅法第十七項	所得稅法第十八項	所得稅法第十九項
所得税及び当該所得稅に係る	所得税法第一項	所得税法第二項	所得税法第三項	所得税法第四項	所得税法第五項	所得税法第六項	所得税法第七項	所得税法第八項	所得税法第九項	所得税法第十項	所得税法第十一項	所得税法第十二項	所得税法第十三項	所得税法第十四項	所得税法第十五項	所得税法第十六項	所得税法第十七項	所得税法第十八項	所得税法第十九項
復興特別所得稅に	復興特別所得稅法第一項	所得稅法第二項	所得稅法第三項	所得稅法第四項	所得稅法第五項	所得稅法第六項	所得稅法第七項	所得稅法第八項	所得稅法第九項	所得稅法第十項	所得稅法第十一項	所得稅法第十二項	所得稅法第十三項	所得稅法第十四項	所得稅法第十五項	所得稅法第十六項	所得稅法第十七項	所得稅法第十八項	所得稅法第十九項

地方税法 <small>〔特別措置法〕といふ。）及び 条第一項を除く。）、地方税法</small>	るために必要な財源の確保に 関する特別措置法（平成二十 三年法律第百十七号。以下 <small>「特別措置法」</small> といふ。）及び
---	--

律法の規定に依る出提の書調査係に等しい送金のための図を保証の税課な正適の税国内										第八十一条	第五条	第三条	第七十条	
第一項	第六号	第六条	第三項	第六条	第二項	第六条	第一項	第六条	第一項	第六条	第一項及	第六条	第一項	第六条
税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税	税 所得 税
所得税及び復興特別所得税	所得税	国外財産に係る所得	所得税及び復興特別所得税	所得税	所得税、復興特別所得税	所得税等								

昭和十四年法律第十三号		平成九年法律第百十号	
項	二九二第一の六十条	二第一の第四十条	二項の三第六条
目	の額	の額	税の額
額の合計額	所得税及び復興特別所得税の額	税の額	財産債務に係る所得税等
			財産債務に係る所得税等
			財産債務に係る所得税等
			復興特別所得税(一)
			所得税及び当該所得税に係る所得税等
			国外財産に係る所得税等

2 法人の各事業年度 する事業年度をいい、課税事業年度をいう。以下この項 において同じ。)を除く。以下この項において	号六十二百二第律法年五十二和昭法税方地			号三十七第律法年五十二和		
	第三百四十四条の八	第三百及び同法	額の合計	第三十及び同法	第三条の法	
法人の各事業年度 する事業年度をいい、課税事業年度をいう。以下この項 において同じ。)を除く。以下この項において	びに度控除限 額並 同	、同法	計額 額	、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第一百一十七号。第三百二十四条の八において「特別措置法」という)第十四条第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同第二項に規定する政令で定めるところにより計算した金額の合計額	、同法	

同じ。)において第十三条第四号イ及びロに掲げる所得(外国法人にあつては、法人税法第百四十二条各号に掲げる外国法人の区分(同条第一号に掲げる国外法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分)に応じて当該各号に定める国内源泉所得(同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得)で第十条第五号イ及びロに掲げる所得とする)につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該復興特別所得税の額とは、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項(同法第百四十四条において準用する場合を含む。)に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

二 第一項に定めるもののほか、所得税又は復興特別所得税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 国税通則法第七十一条第一項第一号及び第一百二十三条第一項の規定の適用について、所得税及び復興特別所得税は、同一の税目に属する国税とみなす。

二 次に掲げる所得については、第九条及び第二十六条から第二十九条までの規定（二に掲げる所得及び居住者が支払を受けたホに掲げる所得については、同条の規定）は、適用しない。

イ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十一条第三項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

ハ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第十五条第五項の規定の適用がある同項に規定する対象配当等

二 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項に規定する第三国団体対象事業所得、同法第十一條第四項に規定する第三国団体対象国際運輸業所得、同法第十五条第七項の規定の適用がある同項に規定する第三国団体対象配当等、同条第八項の規定の適用がある同項に規定する非課税対象利子又は同法第十九条第五項に規定する第三国団体対象譲渡所得

ホ 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第六項に規定する特定対象事業所得、同法第十五条第五項に規定する特定対象国際運輸業所得、同法第十五条第九項の規定の適用がある同項に規定する特定対象配当等又は同条第十項の規定の適用がある同項に規定する特定非課税対象利子前号ニに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第六項、第十五条第十二項又は同条第十九条第六項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第七百七十二条第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 第一号ニ又はホに掲げる所得につき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第八項後段

(同法第十一條第七項又は第十五條第十三項において準用する場合を含む)、第十項後段(同法第十一條第八項又は第十五條第十四項において準用する場合を含む)、第十二項後段(同法第十一條第九項又は第十五條第十五項において準用する場合を含む)、第十四項後段(同法第十一條第十項又は第十五條第十六項において準用する場合を含む)、第十六項後段(同法第十一條第十一項又は第十五條第十七項において準用する場合を含む)、又は第十八項後段(同法第十一條第十二項又は第十五條第十八項において準用する場合を含む)、第十六項後段(同法第十一條第十一項又は第十五條第十九項の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該所得につきこれらの規定により同法第十五條第九項に規定する控除後適用税率を控除する前の税率により計算した所得税の額を第十一条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

第一項に定めるもののはか、租税条約等実施特例法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 相手国居住者等配当等（租税条約等実施特例法第三条の二第一項に規定する相手国居住者等配当等をいう。以下この号において同じ。）又は次に掲げる配当等（同項に規定する配当等をいう。以下この項において同じ。）

（うち、限度税率（租税条約等実施特例法第二条第五号に規定する限度税率をいう。以下この号において同じ。）を定める租税条約（租税条約等実施特例法第二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この号において同じ。）の規定の適用があるものであつて当該相手国居住者等配当等若しくは当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率（ニに掲げる配当等につきそれぞれ適用される限度税率をいう。）が租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する住民税をも含めて規定されている場合には、同項に規定する控除後限度税率とする。第三号において「適用限度税率」といいう。）が租税条約等実施特例法第三条の二第一項、第三項、第五項、第七項若しくは第九項に規定する所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるもの（以下この項において「免除適用配当等」という。）については、第九条及び第二十六条から第二十八条までの規定（ハに掲げる配当等に係るもの及び居住者が支払を受けるニに掲げる配当等に係るものについては、同条の規定）は、適用しない。

イ 租税条約等実施特例法第三条の二第三項に規定する株主等配当等

ロ 租税条約等実施特例法第三条の二第五項に規定する相手国团体配当等

ハ 租税条約等実施特例法第三条の二第九項に規定する第三国团体配当等

二 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（前号ハに掲げる配当等に係るものに限る。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十九項において準用する所得税法第百七十二条

第一項の規定による申告書を提出すべき者については、第十七条第五項及び第七項並びに第十八条第十二項から第十五項までの規定を準用する。

三 限度税率適用配当等又は免除適用配当等（第一号ハ又はニに掲げる配当等に係るものに限る。以下この号において同じ。）につき租税条約等実施特例法第三条の二第十四項後段、第十六項後段、第十八項後段、第二十項後段、第二十二項後段又は第二十四項後段の規定により所得税の額が計算され、又は所得税が課される場合には、当該限度税率適用配当等又は免除適用配当等につきこれらの規定により適用限度税率を控除する前の当該規定に規定する税率により計算した所得税の額を第十条第一号から第三号までに定める所得税の額として、この章の規定を適用する。

租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する合意が行われたことにより、居住者の各年分の復興特別所得税の額又は相手国居住者等（租税条約等実施特例法第二条第四号に規定する相手国居住者等をいう。次項において同じ。）の各年分の復興特別所得税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

租税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、居住者又は相手国居住者等が第二十一条第二項各号に掲げる金額につき租税条約等実施特例法第七条第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る年分の翌年分以後の各年分の復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る第十七条第一項第二号から第四号までに掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又は復興特別所得税申告書に記載した、若しくは決定を受けた年分に係る同条第二項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過少となるときのその更正を受けた居住者又は相手国居住者等について準用する。この場合において、租税条約等実施特例法第七条第四項の表所得税法百五十三条の項中「更正の特例」とあるのは、「更正の特例」（東日本大震災からの復興のための施策を

象国外法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第一項の規定により法人税法第六十九条第一項に規定する控除対象国外法人税の額とみなされるものを含む）が同項に規定する控除限度額を超えるときは、第四十八条の規定を適用して計算した当該課税事業年度の復興特別法人税の額のうち当該国内法人の当該課税事業年度の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

復興特別法人税申告書を提出する連結親法人が各課税事業年度において法人税法第八十一条の十五第一項の規定の適用を受ける場合又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が当該課税事業年度終了日の属する連結事業年度において同項の規定の適用を受けた場合において、当該連結親法人の当該課税事業年度の同項に規定する個別控除対象国外法人税の額（租税特別措置法第六十八条の九十一第一項及び第六十八条の九十三の三第一項の規定により法人税法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象国外法人税の額とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）が当該連結親法人の同条第一項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるとき、又は当該連結親法人の当該連結事業年度の個別控除対象国外法人税の額が当該連結子法人の同項に規定する連結控除限度個別帰属額を超えるときは、当該課税事業年度の復興特別法人税控除限度額で当該連結親法人又は当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定めるところにより計算した金額を限度として、その超える金額を当該課税事業年度の復興特別法人税の額から控除する。

前項に規定する復興特別法人税控除限度額とは、連結親法人の各課税事業年度の第四十八条の規定を適用して計算した復興特別法人税の額のうち当該課税事業年度の連結所得でその源泉が国外にあるものに対するものとして政令で定めることにより計算した金額をいう。

第一項又は第二項の規定は、復興特別法人税申告書、修正申告書又は更正請求書にこれらの規定による控除を受けるべき金額及びその計算の規定を適用する場合について準用する。

に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。
(税額控除の順序)

帰属額とは、第一号に規定する個別所得金額が超える場合には第四号に掲げる金額が第一号及び第二号に掲げる金額の合計額を超えるときのその超える部分の金額を、第三号に規定する個別欠損金額がある場合には同号及び第四号に掲げる金額の合計額が第二号に掲げる金額を超えるときのその超える部分の金額をいう。

一 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

二 租税特別措置法第六十八条の十五第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項又は第六十八条の十五の四第五項の規定、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百四十四号)以下この号において「改正法」という。附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十五第五項の規定その他これらに類する規定として政令で定める規定に規定する加算した金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額の百分の十に相当する金額

三 前項の連結親法人又は連結子法人の同項の課税事業年度又は当該課税事業年度終了日の属する連結事業年度の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額に当該課税事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額の百分の十に相当する金額

四 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)以下この号において「震災特例法」という)第二十五条の二第二項及び第三項、第二十五条の二の二第二項及び第三項、第二十五条の二の三第二項及び第三項、第二十五条の三第三項、第二十五条の三の二第一項並びに第二十五条の三の三第一項の規定、租税特別措置法第六十八条の九第一項及び第六项、第六十八条の十一第七項から第九項ま

で、第六十八条の十三第一項及び第二項、第六十八条の十四第二項及び第三項、第六十八条の十五第二項及び第三項、第六十八条の十五の二第二項、第六十八条の十五の三第一項から第三項まで、第六十八条の十五の四第二項及び第三項、第六十八条の十五の五第一項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項の規定その他政令で定める税額控除に関する規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち前項の連結親法人又は連結子法人に帰せられる金額を構成する（同法第六十八条の十五の七第一項後段（電気特例法第二十五条の四第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税額特別措置法第六十八条の八第一項に係る部分に限る。）若しくは第六十八条の百八第一項（同法第六十八条の八第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける連結親法人である場合には、各課税事業年度の連結所得の金額に及ぼす法人税法第八十一条の十二（租税特別措置法第六十八条の百八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第六十八条の八第一項及び第六十八条の百第一項の規定により計算した法人税の額の当該連結所得の金額に対する割合（連結所得の金額がない課税事業年度にあっては、法人税法第八十一条の十二第二項又は同表の第二号及び第三号に規定する年八百万円以下の金額に対する割合）を前項第一号及び第三号に規定する税率として、同項の規定を適用する。

2 前項に定めるもののほか、法人税又は復興特別法人税に係る国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

二　法人税又は復興特別法人税に係る国税通則第五十八条第一項第一号に規定する更正決定等（以下この条において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該法人税又は復興特別法人税と納税義務者及び事業年度が同一である他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第一百四条第二項又は第一百五十五条第一項第二号の規定の適用については、当該他の復興特別法人税又は法人税についてされた更正決定等は、当該法人税又は復興特別法人税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

国税通則法第七十条第三項（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号。以下この条において「平成三十一年改正法」という。）附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正の請求（国税通則法第二十三条第一項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により法人税について更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る更正が行われた場合には、当該法人税に係る復興特別法人税についての更正若しくは決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。第五項において同じ。）又は当該更正若しくは決定に伴つて行われることとなる加算税（国税通則法第六十九条に規定する加算税をいう。以下この条において同じ。）についてする賦課決定（国税通則法第三十二条第一項又は第二項の規定による決定をいう。以下この条において同じ。）は、国税通則法第七十条第一項及び第二項の規定並びに第八項の規定にかかるらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる。同条第三項（第八項の規定により読み

替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合における当該復興特別法人税に係る法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

前項の場合において、国税通則法第七十条第五項、第七十一条及び第七十二条の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)」と、同項第二号中「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は特別措置法第六十三条第三項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条又は特別措置法第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)」と、同法第七十二条第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日」とし、特別措置法第六十三条第三項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により復興特別法人税について更正の請求に係る更正が行われた場合において、第七十一条第一項(同号に係る部分に限り、第八項の規定により定められた期間の満了する日が同法第七十条の規定、平成三十一年改正法附則第五十六条第一条の規定によるものとされる場合における平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされる場合における平成三十一年改正法第六十六条の四第二十一項若しくは平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十二項の規定又は第三項の規定により当該復興特別法人税に係る法人税についての更正決定等をすることができる期間の満了する日後に到来するときにおける当該法人税についての更正又は賦課決定についても、同様とする。

前項の場合において、国税通則法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「あつた日」とあるのは、「あつた日とし、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第五項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

法人の各課税事業年度の所得に対する法人税又は連結所得に対する法人税につき平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお從前の例によるものとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の四第二十項又は平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一項の規定の適用がある場合には、当該各課税事業年度の復興特別法人税(これらの規定の適用に係る部分に限る)に係る国税通則法第二十三条第一項(第二号を除く。)の規定の適用については、同項中「五年」とあるの

更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができる。この場合において、同条第三項及び第五項並びに同法第七一条第一項の規定の適用については、同法第七一条第三項中「の規定により」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は特別措置法第六十三条第八項」と、同法第七十七条第一項中「日が前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」とする。（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号口中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」とする。

第一次に掲げる更正決定（更正又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。以下の項において同じ。）に伴い同法第十九条第一項に規定する課税標準等（以下この項において「課税標準等」という。）又は同条第一項に規定する税額等（以下この項において「税額等」という。）に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定 当該更正決定に係る復興特別法人税の同法第二条第七号に規定する法定申告期限（イ又はロの法人税に係る更正が同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正である場合には、当該還付請求申告書を提出した日）

イ 法人が当該法人に係る租税特別措置法第六十六条の四第一項又は第六十八条の八十八第一項に規定する国外関連者との取引をこれらの規定に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行つた事実に基づいてする法人税に係る更正決定

ロ イに掲げる更正決定に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定

申告書」という。)の提出若しくは前号口に規定する異動を生ずべき法人税に係る納稅申告書の提出に伴い課税標準等又は税額等に異動を生ずべき復興特別法人税に係る更正決定又は納稅申告書の提出に伴いその復興特別法人税に係る加算税についてする賦課決定の納稅義務の成立の日

平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の第四十二条及び第二十三条並びに平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の国税租税特別措置法第六十八条の八十八第二十三項及び第二十四項の規定は、復興特別法人税に係る国税通則法第七十二条第一項に規定する国税の徵収権の時効について準用する。

第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「(第七十条第三項)」とあるのは「特別措置法第六十三条第八項(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)」の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第三項」とあるのは「特別措置法第六十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

平成三十一年改正法附則第五十六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十六条の第四十二条及び平成三十一年改正法附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成三十一年改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の八十八第二十六項の規定は、復興特別法人税に係る延滞税について準用する。

租税特別措置法第六十六条の四の二の規定は、第八項第一号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び該復興特別法人税の額に係る加算税について準用する。

この場合において、同条第四項中「納稅の猶予」とあるのは「納稅の猶予」(東日本大震災災害

からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。（以下同じ。）」と、同条第六項中の規定による納稅の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」とあるのは、「（東日本大震災からの復興特別法人税法の適用の特例等）のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。（以下同じ。）」の規定による納稅の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と、「の規定による納稅の猶予を含む。」又は「と、同条第十号」とあるのは、「（東日本大震災からの復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。（以下同じ。）」の規定による納稅の猶予を含む。」又は「と、同法第五十二条第一項」と、「の規定による納稅の猶予を含む。」又は「と、同条第十号」と読み替えるものとする。

13 稟税条約等実施特例法第七条第一項の規定は、同項に規定する合意が行われたことによつて、内国法人の各課税事業年度の復興特別法人税の額又は相手国居住者等（稟税条約等実施特例法第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による納稅の猶予を含む。以下同じ。）の特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十三条第十二項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）において準用する場合を含む。以下同じ。）の各課税事業年度の復興特別法人税の額のうちに減額されるものがある場合について準用する。

14 稟税条約等実施特例法第七条第四項の規定は、内国法人又は相手国居住者等が第五十七条各号に掲げる金額につき稟税条約等実施特例法第七条第一項（前項において準用する場合を含む。）の更正を受けた場合において、その更正に伴い、その更正に係る事業年度若しくは連続事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した、若しくは国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた課税事業年度に係る第五十三条第一項第一号若しくは第二号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の金額）が過大となるとき、又はその更正に係る事業年度若しくは連結事業年度後の各課税事業年度の復興特別法人税申告書に記載した課税事業年度に係る同項第三号に掲げる金額（当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつ

／に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第一百十条第一項第二号の改正規定、同法第一百十条の次に一項を加える改正規定、同法第一百三十五条第一項、同項第二号及び第一百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第一百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第一百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第一百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成四十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の規定を削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用について（その他の経過措置の政令への委任）

この附則に定めるものほか、この法律の施行にしめた行為に対する罰則の適用について（その他の経過措置を含む。）は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

附 則 （平成二十五年三月三〇日法律第五号）抄

イからトまで 略

イからハまで 略

イからカまで 略

イからシまで 略

イからスまで 略

イからウまで 略

イからエまで 略

イからオまで 略

イからアまで 略

イからリまで 略

イからルまで 略

イからヌまで 略

イからムまで 略

イからクまで 略

イからルまで 略

イからヌまで 略

(東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

(政令への委任)

第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できることとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこと

政令への委任)
目六十五条 二
この法律の施行
で定める。

人の施行日以後に納入する課税事業年度に係る復興特別法人税について適用する。

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一略

二 次に掲げる規定 平成二十七年七月一日
イ からトまで 略

チ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十八条の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条に四項を加える改正規定、同法第二十八条第一項の改正規定（第四十二条第一項）を「第四十一条の二十二第一項」に改める部分に限る。）同条第四項の改正規定、同法第三十三条第一項の表所得税法の項の改正規定、同表租税特

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六
九号) 抄

2 提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものとされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

(罰則に關する経過措置)
（五百三十条）この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

（その他の経過措置の政令への委任）

（五百三十二条）この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

を加える部分に限る)、同法第三十三条第一項の表内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)の項の改正規定及び同法第六十三条第一項の改正規定

別措置法の項の改正規定、同表国税通則法の項の改正規定、同条第四項第二号の改正規定、同法第三十四条第三項の改正規定、同法第三十七条の改正規定及び同法第六十三条第四項の改正規定

次に掲げる規定 平成二十八年一月一日
イから今まで 略
へ 第十四条中東日本大地震からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二十八条第一項の改正規定（第三十七条の十一の四第一項）

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日からハまで 略

ニ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定(同条第一項の表租税特別措置法の項に係る部分を除く。)

六 次に掲げる規定 平成二十九年四月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第六十三条の改正規定(同条第十四項に係る部分及び同条第五項に係る部分を除く。)

七 次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定(同条第十六項に係る部分を除く。)

八 次に掲げる規定 平成三十三年一月一日
イ 及びロ 略

ハ 第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定(同条第十七項に係る部分を除く。)

九 次に掲げる規定 平成三十三年一月一日
(附則に係る経過措置)

第百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第百六十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第二
三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

(財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮した復興施策に必要な財源の確保)

第三条 政府は、復興施策(第一条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するため必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定(同条の表租税特別措置法の項に

ことと鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。)

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 (施行期日)
この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イ からハまで 略

ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
イ からハまで 略

ル 第十六条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の表租税特別措置法の項の改正規定

一から四まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
(附則に係る経過措置)

第百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

附 則 (平成三十一年三月三一日法律第七
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 次に掲げる規定 令和二年一月一日
イ からハまで 略
ヘ 第十九条の規定(同条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の改正規定(同条の表租税特別措置法の項に

ことと鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。)

附 則 (平成二八年一一月二八日法律第八
五号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 (施行期日)
この法律は、平成二十九年三月三一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

五 次に掲げる規定 平成三十年三月三一日
イ からハまで 略

ル 第三十九条の三第十九項及び第六十一条の三第十九項の改正規定(同条の表租税特別措置法の項に

ことと鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。)

ル 第三十九条の三第十九項及び第六十一条の三第十九項の改正規定(同条の表租税特別措置法の項に

ことと鑑み、財政の健全化を図るための施策との整合性に配慮しつつ、復興施策に必要な財源の確保を適切に行うものとする。)

第百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置(見出しを含む。)の改正規定及び附則第六十六条第一項の規定

三 第百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置(見出しを含む。)の改正規定及び附則第六十六条第一項の規定

四 第百二十六条 第十九条の規定による改正後の東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置(見出しを含む。)の改正規定及び附則第六十六条第一項の規定

2 新特別措置法第六十条の規定は、外国人の課税事業年度の復興特別法人税申告書に係る修正申告書で外国法人が施行日以後に提出するも

第四項第十四条		
所該得税の税額を	所該得税の税額を	及び
これらを	これらを	並びに
所該得税の税額を	たえ読にの例用法所に所興項条三置特關確財必た施策め興ら震日び らみよ規等のの得係得特一第十法別す保源要めずをのの災本に れ替り定一特適税る税別復一三第措るにのなにる実施た復か大東	

一に、「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「第四十条第二十項」を「第四十条第二十二項」に改める部分に限る。)

(罰則に関する経過措置)

第七十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。